

# 千葉県耕作放棄地対策協議会 平成27年度第2回通常総会

日 時：平成28年3月23日（水）

午後2時30分から

場 所：千葉県教育会館3階 304会議室

## 千葉県耕作放棄地対策協議会平成27年度第2回通常総会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人及び書記の指名

5 議 事

### 議決事項

- 第1号議案 平成27年度事業実績見込み(案)及び収支決算見込み(案)について
- 第2号議案 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第3号議案 規約等の一部改正について

6 そ の 他

7 閉 会

第1号議案 平成27年度事業実績見込み（案）及び収支決算見込み（案）について

1 平成27年度事業実績見込み（案）

(1) 事業実績（案）

本県の耕作放棄地は、平成26年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると12,815ヘクタールで、前年より773ヘクタール、率にして約6.4パーセント増加した。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食糧自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進め、平成27年度は市原市ほか9市町で約19.3ヘクタールが解消された。（国交付金の平成26年度からの繰越により解消した面積を含む。平成26年度は約19.2ヘクタール。）

(2) 活動実績（案）

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	9市町村 (H27.4.1現在で未設置市町村)	習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町が未設置 鴨川市農業再生協議会及び八千代市農業再生協議会について、地域耕作放棄地対策協議会として設立承認（鴨川市協議会はH27.8.5、八千代市協議会はH28.3.2設立承認）（H27年度末で46協議会が設置済）

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
①地域協議会への指導 ②関係機関・団体への指導	通 年	46協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知、交付金活用推進及び地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言

## ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	啓発対象	提供方法	備 考
① 県民だよりや市町村 広報紙を活用した制 度・施策等の啓発 ② 関係団体への説明 ③ 市町村担当者との意 見交換	① 県民・ 市町村民  ② 県内 J A 担当部課長 ③ 地域協議 会、市町村、 農業委員会 担当者	① 印刷物、電子フ ァイル、県ホーム ページ ② 研修会での説 明及び資料配布 ③ 耕作放棄地関 連施策について の説明及び資料 配布	① 県民だより 8月号 市町村広報 7～8月号  ② 平成 27 年 7 月 13 日 参加者 41 名 ③ 平成 27 年 7 月 9 日～ 23 日 参加者 130 名

## エ 耕作放棄地解消啓発イベントの開催

内 容	時 期	場 所
耕作放棄地の約半分を占める土地持ち非 農家を対象に耕作放棄地や鳥獣被害等の 地域対策の重要性について、理解を深め てもらうため、フォーラムを開催した。	平成 28 年 2 月 7 日	ホテルポートプラザ 千葉 参加者 82 名

## オ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成 27 年 4 月 28 日	平成 26 年度下半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
監査	平成 27 年 5 月 12 日	平成 26 年度事業実績及び収支決算に係る 会計監査
第 1 回幹事会	平成 27 年 5 月 21 日	平成 27 年度第 1 回通常総会に付議すべき事項
第 1 回通常総会	平成 27 年 5 月 26 日	平成 26 年度事業実績及び収支決算 平成 27 年度補正収支予算
内部監査	平成 27 年 10 月 26 日	平成 27 年度上半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
第 2 回幹事会	平成 28 年 3 月 15 日	平成 27 年度第 2 回通常総会に付議すべき事項
第 2 回通常総会	平成 28 年 3 月 23 日	平成 27 年度事業実績見込み及び収支決算見込み 平成 28 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案)

## 2 平成27年度 収支決算見込み【案】

1 期間:平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### 2 会計別収支

#### (1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	67,152,045	67,152,045	0	前期繰越
2 県補助金	21,650,000	4,100,000	▲ 17,550,000	県補助金
3 雑収入	2,452,500	2,813,380	360,880	地域協議会 返納
収入計	91,254,545	74,065,425	▲ 17,189,120	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	65,652,045	28,596,886	▲ 37,055,159	地域協 国交付金分
2 地域協議会交付金[県]	21,650,000	4,100,000	▲ 17,550,000	地域協 県補助金分
3 再生利用活動附帯事業	1,500,000	115,662	▲ 1,384,338	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	38,765,377	38,765,377	H28年度に繰越
6 県返納金	2,452,500	2,487,500	35,000	地域協議会 返納
支出計	91,254,545	74,065,425	▲ 17,189,120	

#### (2)耕作放棄地再生利用交付金助成金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金助成金	56,523,000	23,694,819	▲ 32,828,181	国助成金交付決定(翌年繰越除く)
2 県補助金	0	3,855,661	3,855,661	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	56,523,000	27,550,480	▲ 28,972,520	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国助成金]	56,523,000	23,694,819	▲ 32,828,181	地域協 国交付金分 (翌年繰越除く)
2 地域協議会交付金[県]	0	3,855,661	3,855,661	地域協 県補助金分
3 再生利用活動附帯事業	0	0	0	
4 国交付金返納支出金	0	0	0	
5 県返納金	0	0	0	
支出計	56,523,000	27,550,480	▲ 28,972,520	

#### (3)耕作放棄地再生利用推進交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	303	303	0	過年度利息繰越
2 雑収入	0	0	0	
収入計	303	303	0	
支出の部				
1 地域協議会推進交付金	0	0	0	
2 県協議会推進事務費	0	0	0	
3 国交付金返納支出金	303	303	0	農政局返還
4 国交付金積立資金	0	0	0	資金残高なし
支出計	303	303	0	

## (4)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

## 第2号議案 平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

### 1 平成28年度事業計画（案）

#### （1）事業計画（案）

本県の耕作放棄地は、平成26年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると12,815ヘクタールで、前年より773ヘクタール、率にして約6.4パーセント増加した。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食糧自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進めていく。

また、担い手対策、生産販売対策等関連施策と連携し、発生原因を踏まえた対策を講じることで耕作放棄地が効率的に再活用されるようにしていく。併せて、人・農地プランの策定を支援し、地域での話し合いにより、農地の集積を進め、意欲ある担い手に貸し付けていくことで、耕作放棄地の発生抑制に努める。

#### （2）活動計画（案）

##### ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	7市町村 (H28.4.1現在で 未設置市町村)	習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町が未設置

##### イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
地域協議会への指導 関係機関・団体への指導	通 年	46協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知、交付金活用推進、地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言

## ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	配布先	提供方法	備 考
①リーフレットの作成 や市町村広報紙を活用し、 制度・施策等の啓発	①県民・ 市町村民	①印刷物、電子フ ァイル、県ホーム ページ	①農家等への個別啓 発リーフレット、県 民だより8月号、市 町村広報紙等
②関係機関等への説明	②関係機関 担当者	②耕作放棄地関 連施策の説明及 び資料配布	②JA、市町村、市町 村農業委員会等

## エ 耕作放棄地問題啓発事業の実施

内 容	時 期	場 所
耕作放棄地問題について、農業者だけでは なく土地持ち非農家に関心をもってもら うため、耕作放棄地や農地の利用集積 等、農村地域が抱える共通の課題解決に 取り組むための情報交換会を実施	平成28年度中	県内3箇所を予 定

## オ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成28年 5月上旬	平成27年度下半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
監査	平成28年 5月上旬	平成27年度事業実績及び収支決算に係る 会計監査
第1回幹事会	平成28年 5月中旬	平成27年度第1回通常総会に付議すべき 事項
第1回通常総会	平成28年 5月下旬	平成28年度事業実績及び収支決算 平成28年度補正収支予算
内部監査	平成28年 10月下旬	平成28年度上半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成29年 3月中旬	平成28年度第2回通常総会に付議すべき 事項
第2回通常総会	平成29年 3月下旬	平成28年度事業実績見込み（案）及び収 支決算見込み（案） 平成29年度事業計画（案）及び 収支予算（案）



## 2 平成28年度 収支予算【案】

1 期間:平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (最終)(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	38,765,377	67,152,045	▲ 28,386,668	前期繰越
2 県補助金	16,500,000	21,650,000	▲ 5,150,000	県補助金
3 雑収入	0	2,452,500	▲ 2,452,500	地域協議会 返納
収入計	55,265,377	91,254,545	▲ 35,989,168	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	38,515,377	65,652,045	▲ 27,136,668	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	16,500,000	21,650,000	▲ 5,150,000	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	250,000	1,500,000	▲ 1,250,000	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	0	0	次期繰越
6 県返納金	0	2,452,500	▲ 2,452,500	地域協議会 返納
支出計	55,265,377	91,254,545	▲ 35,989,168	

(2)耕作放棄地再生利用交付金助成金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (最終)(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金助成金	45,461,000	56,523,000	▲ 11,062,000	繰越金含む
2 県補助金	8,000,000	0	8,000,000	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	53,461,000	56,523,000	▲ 3,062,000	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国助成金]	45,361,000	56,523,000	▲ 11,162,000	地域協 国交付金(繰越金含む)
2 地域協議会交付金[県]	8,000,000	0	8,000,000	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	100,000	0	100,000	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	
5 県返納金	0	0	0	
支出計	53,461,000	56,523,000	▲ 3,062,000	

(3)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (最終)(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

### 第3号議案 規約等の一部改正について

平成28年4月から事務局の組織が改組されることにともない、当協議会の規約及び諸規程を次のとおり改正する。

#### (1) 規約の改正（案）について

##### ア（事務局）について

第22条第3項の千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長を千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長に置き換える。

カ 附則10 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。を追加する。

#### (2) 諸規程の改正（案）について

##### ア 事務処理規程について

(ア) 第3条(1)から(3)の事務分担組織責任者の欄について、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長を千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長に置き換える。

(イ) 附則に6 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。を追加する。

##### イ 会計処理規程について

(ア) 第8条(1)から(3)の経理責任者の欄について、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長を千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長に置き換える。

(イ) 附則に7 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。を追加する。

##### ウ 文書取扱規程について

(ア) 第5条(1)から(3)の文書管理責任者の欄について、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長を千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長に置き換える。

(イ) 附則に6 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。を追加する。

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 <u>平成28年3月 日最終改正</u></p> <p>第1条～21条 [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。</p> <p>2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。</p> <p>3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地集積推進室長</u>の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課副課長の職にあるものとする。</p> <p>4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。</p> <p>5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月26日最終改正</u></p> <p>第1条～21条 [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。</p> <p>2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。</p> <p>3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地活用推進室長</u>の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課副課長の職にあるものとする。</p> <p>4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。</p> <p>5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第23～34条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p><u>10 平成 28年 3 月 日一部改正、平成 28年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>第23～34条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p><u>10 [追加]</u></p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 事務処理規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧																
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程 平成20年11月27日制定 <u>平成28年3月 日最終改正</u></p> <p>第1～2条 [略]</p> <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p> <table border="0" data-bbox="257 790 1075 1204"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(事務分担組織責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地集積推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地集積推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地集積推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(事務分担組織責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月26日最終改正</u></p> <p>第1～2条 [略]</p> <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p> <table border="0" data-bbox="1142 790 1960 1204"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(事務分担組織責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農村振興課<u>農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(事務分担組織責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者
(事務の区分)	(事務分担組織責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者																
(事務の区分)	(事務分担組織責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者																

千葉県耕作放棄地対策協議会 事務処理規程 一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第4条 [略]</p> <p>附 則 1～5 [略] <u>6 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第4条 [略]</p> <p>附 則 1～5 [略] <u>6 [追加]</u></p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 会計処理規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧																
<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程 平成20年11月27日制定 平成28年3月 日最終改正</p> <p>第1～7条 [略]</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: center;">(経理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(経理責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者	<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程 平成20年11月27日制定 平成27年3月18日最終改正</p> <p>第1～7条 [略]</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: center;">(経理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(経理責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者
(事務の区分)	(経理責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者																
(事務の区分)	(経理責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農村振興課農地活用推進室長の職にある者																

千葉県耕作放棄地対策協議会 会計処理規程 一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第9～38条 [略]</p> <p>附 則 1～6 [略] <u>7 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第9～38条 [略]</p> <p>附 則 1～6 [略] <u>7 [追加]</u></p>



千葉県耕作放棄地対策協議会 文書取扱規程 一部改正 新旧対照表

新	旧																
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程 平成20年11月27日制定 <u>平成28年3月 日最終改正</u></p> <p>第1～4条 [略]</p> <p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務 処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事 務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="257 790 1075 1204"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(文書管理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農 村振興課<u>農地集積推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農 村振興課<u>農地集積推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農 村振興課<u>農地集積推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(文書管理責任者)	(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者	(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者	(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月26日最終改正</u></p> <p>第1～4条 [略]</p> <p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務 処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事 務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="1142 790 1960 1204"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(文書管理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農 村振興課<u>農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農 村振興課<u>農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部農地・農 村振興課<u>農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(文書管理責任者)	(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者	(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者	(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者
(事務の区分)	(文書管理責任者)																
(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者																
(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者																
(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地集積推進室長</u> の職にある者																
(事務の区分)	(文書管理責任者)																
(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者																
(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者																
(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部農地・農 村振興課 <u>農地活用推進室長</u> の職にある者																

千葉県耕作放棄地対策協議会 文書取扱規程 一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第6～24条 [略]</p> <p>附 則 1～5 [略] <u>6 平成28年3月 日一部改正、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第6～24条 [略]</p> <p>附 則 1～5 [略] <u>6 [追加]</u></p>